

学業成績に係る要件〈適格認定時〉

 適格認定をクリアするには下記のどの基準にも「該当しない」ことが必要

区 分	基 準
<p>廃 止</p> <p>〈奨学金の支給を打ち切り〉</p>	<p>次の①～④の<u>いずれかに</u>該当すること</p> <ul style="list-style-type: none">① 修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合② 修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下の場合③ 学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合④ 連続して下記の「警告」の基準に該当した場合
<p>警 告</p> <p>〈支給を継続するが学業成績の向上に努めるよう指導〉</p>	<p>次の①～③の<u>いずれかに</u>該当すること</p> <ul style="list-style-type: none">① 修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合② GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合③ 学修意欲が低いと学校が判断した場合

◆ GPA：年度GPAにて確認（1年間の学業成績を評価するため）

◆ 学修意欲の確認：「修学支援の継続に係る学修状況報告書」により確認